

令和3年11月30日

名古屋市交通局土木工事における週休2日制工事の試行に関するQ&A

週休2日制の考え方

Q1：現場着手とはいつのことを指すのですか。

A1：現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場での作業を開始する時点です。

Q2：休日とはいつを指すのですか。

A2：一般的に、土曜日、日曜日、祝日など「名古屋市の休日を定める条例」（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日（いわゆる名古屋市役所の閉庁日）をいいますが、この要綱では、週休2日制の促進であることから、土曜日及び日曜日を週休2日制工事における休日として定義しています。

Q3：夏季休暇、年末年始休暇とはどの日を指すのですか。

A3：夏季休暇、年末年始休暇は原則として次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。

- ・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
- ・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q4：要綱第2条（7）の「現場管理上必要な作業」とは、他にどのような作業が該当しますか。

A4：次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや保守点検

Q5：土曜日に施工する予定であったが降雨等により休工とした場合は、現場閉所の実施と考えてよいですか。

A5：この制度は計画的な休日の取得を主旨としていますので、作業予定日の2日前以前に現場閉所への変更をした場合は実施と考えます。しかし、作業日当日や前日に休工の判断をした場合は、現場閉所とは考えません。この場合、休日取得計画・実績表（様式1）には他の休工との違いが分かるように、備考欄等へその旨（雨天のため休工など）を記載してください。

Q6：工期延期となった場合の週休2日の考え方は、どのようになりますか。

A 6 : 延期となった期間も含めた対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮してください。

Q 7 : 現場条件等により土・日曜日に休日が取れない場合は、どのようにしたらよいですか。

A 7 : やむを得ない理由により土曜日、日曜日に作業を行う必要がある場合は、監督員と協議の上、前後10日間の期間内に振替の現場閉所日を設けてください。なお、休日取得計画・実績表（様式1）の備考欄へその旨を記載してください。

Q 8 : 週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなりました。これを理由に工期延期は認められますか。

A 8 : 当初の工期は4週8休のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり協議を行ってください。週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

Q 9 : 施工計画書に記載する工程表は、どのようなものですか。

A 9 : 週休2日制工事の施工計画書ですので、週休2日の取得計画が分かる実施工程表を記載してください。

Q 10 : 土・日曜日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替の現場閉所日を取得する必要はありますか。

A 10 : 短時間の作業であればQ 4を適用し、それ以外の場合には、非対象期間（天災に対する突発的な期間その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間）としますので振替の現場閉所日の取得は不要です。ただし、工事記録簿の備考欄等へその旨（災害対応のため非対象など）を記載してください。

Q 11 : 監督員による現場閉所の確認は、どのようにしますか。

A 11 : 工事記録簿、閉所日が記載されている実施工程表、休日取得計画・実績表（様式1）により確認します。

Q 12 : 現場代理人等が休日に会社で書類整理をするようでは、休日の現場閉所とならないのではないですか。

A 12 : 計画的な現場閉所を第一義的な目的としています。現場代理人等が現場閉所をした日に会社も休めるように、生産性の向上や書類削減、会社の理解が必要であると考えています。

Q13：定期安全研修・訓練等を会社で実施した場合は、現場閉所に該当しますか？

A13：定期安全研修・訓練等は、作業員全員の参加により実施するものと考えていますので、休日取得を主旨とする本制度においては、会社で実施した場合においても現場閉所日数には含みません。工事記録簿には他の休工との違いが分かるように備考欄にその旨（定期安全訓練）を記載してください。

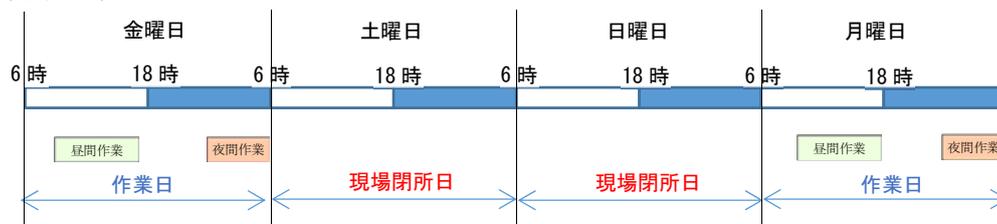
Q14：金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、土曜日に施工したことになるのですか。

A14：土曜日の施工とはなりません。

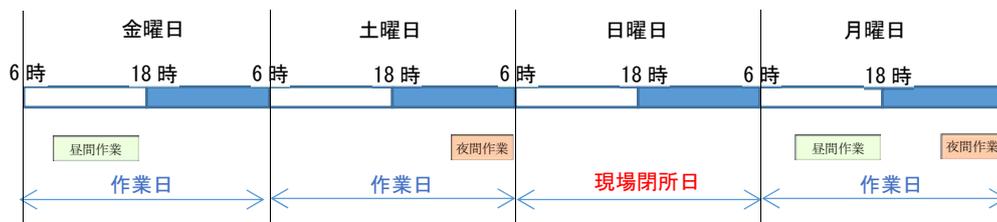
原則、金曜日の夜から翌日の早朝6時までに行う夜間作業は、金曜日作業の扱いとなります。

【夜間作業における現場閉所日の考え方】

(事例1)



(事例2)・・・この場合は、土曜日は作業日となりますので振替の現場閉所日が必要です。



Q15 祝日は、作業を行っても問題ありませんか。

A15 原則、土曜日、日曜日の2日間の現場閉所日を設定することを目的としていますので、土曜日・日曜日ではない祝日については、対象としていませんが、労働環境の改善の観点ではできるだけ作業は行わないよう努めることが大切です。

Q16 週休2日で工事を行っていましたが、工期内に工事が終わらなかった場合でも週休2日が達成していれば認められますか。

A16 週休2日の実施については、工期内に工事が完了することを前提としていることから、工期内に工事が終わらなかった場合は、達成とは認められません。

Q17 発注者指定型及び受注者希望型でもない工事は、どのような工事ですか。

A17 主に次のものです。

- ・早期に工事を完了しなければならないもの
- ・工事を行う上で、第三者への支障等影響が大きいもの
- ・施工時期が制限されているもの

受注者希望型について

Q18：施工計画書を提出する前に、受注者希望型を希望したい。どのようにすればよいですか。

A18：週休2日の取得計画が分かる実施工程表にて監督員と協議し、認められれば、同じ実施工程表を施工計画書へ記載してください。

Q19：契約工期は3か月以上ありますが、実質的な工事期間が極めて短い場合でも認められますか。

A19：インセンティブ付与の公平性を考慮し、現場作業が極端に短い場合には認められません。（対象期間に4週で8日以上の日を含むことを目安とします。）

Q20 受注者希望型で週休2日制工事を実施する場合は、希望すれば対象となるのですか。

A20 工事の設計書の設計説明に、「週休2日制工事（受注者希望型）対象工事」と記載され、特記仕様書が添付されている場合が対象となり、その上で、受注者現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議する中で、工事の工程的に問題なく必要な施工期間が確保されている事や品質管理、安全管理も確保されていること、また、現場施工日が少なくとも連続して4週間以上あることなどが確認できた場合に対象とすることができます。

Q21 特記仕様書で、受注者希望型対象工事となっていない場合は、対象とすることはできませんか。

A21 対象とすることはできません。

Q22：あらかじめ月に1日程度の休日施工が見込まれる場合は、受注者希望型を希望できますか。

A22：計画段階で休日施工が見込まれる場合は、要綱第3条（4）に基づき受注者希望型の対象とはなりません。

達成状況について

Q23：87.5%以上100%未満の現場閉所の実施とは、どのような考え方ですか。

A23：87.5%以上100%未満の現場閉所とは、4週7休（7／8）以上4週8休（8／8）未満の達成した状態をいい、対象期間（工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間）の休日数を分母に、現場閉所を実施した日数（平日に振替えた日を含める。）を分子にした割合（率の小数第2位切り捨て）が、87.5%以上と100%未満であった場合をいいます。

工事成績評定について

Q24：休日の現場閉所を考慮した計画工程表を提出しましたが、取得状況が4週6休となくなってしまった場合は未達成として減点されますか。

A24：未達成となった場合でも、減点はありませんが、工程管理の不備が認められる場合等には、成績評価の判断材料のひとつとなります。

経費の算出について

Q25：経費の算出は、どのようになりますか。

A25：休日の現場閉所の状況に応じて、経費の算定を行います（補正係数については、試行要綱参照）。

発注者指定型：当初設計から休日の現場閉所率が100%の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、休日の現場閉所率が100%に満たない場合は、現場閉所状況の達成区分に応じて減額補正します。

受注者希望型：休日の現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に休日の現場閉所状況の達成区分に応じて各経費を補正します。

その他

Q26：施工途中で休日の現場閉所が困難となった場合に実施を取りやめることはできますか。

A26：実施困難な理由を整理したうえで監督員へ相談してください。

Q27：工事のPR用紙に週休2日制試行工事である旨を記載する必要がありますか。

A27：近隣にお住まいの方にも建設業の労働環境改善の取り組みをご理解いただきたいので、PR用紙に週休2日の趣旨を簡潔に明記するなど、工夫をお願いします。

<趣旨の記載例>

この工事は、建設産業の労働環境の改善に向けて、建設現場の週休2日の普及に取り組むものです。

土曜日・日曜日を休工日とする予定ですが、これによりがたい時は、平日を休工日に振り替えますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。